

軽減税率制度導入に伴う請求書の様式の変更

2つの消費税率を把握するために、請求書の様式の変更が必要になります。2019年10月1日から2023年9月30日までは「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月1日からは「適格請求書等（インボイス）保存方式」が実施されます。

1 現行の請求書

～ 2019年9月30日



請求書
発行日：2018年4月25日

〇×食堂 様
〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL: 03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,228円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	税込価格
4/14	食料品	3,240
	雑貨	2,160
4/15	食料品	5,940
	雑貨	3,888
	合計	15,228

2 区分記載請求書

2019年10月1日
～ 2023年9月30日

請求書の様式を
変更しなければ
いけない

※標準税率対象品目のみ
を販売している場合は、
現在と同様の書式で対応
することも可能です。

請求書
発行日：2019年10月25日

〇×食堂 様
〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL: 03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	税込価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨		2,200
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨		3,960
	10%税率対象合計		6,160
	8%税率対象合計		9,180
	合計		15,340

注) ※は軽減税率（8%）適用商品

①軽減税率の対象品目である旨
②税率ごとに合計した対価の額

3 適格請求書（インボイス）

2023年10月1日～



消費税の
課税事業者は
事業者番号を記載
したインボイスが
必要な

請求書
発行日：2023年10月25日

〇×食堂 様
〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL: 03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	本体価格
10/14	食料品	※	3,000
	雑貨		2,000
10/15	食料品	※	5,500
	雑貨		3,600
	合計		14,100
	消費税		1,240
	10%税率対象合計		5,600
	消費税		560
	8%税率対象合計		8,500
	消費税		680
	合計		15,340

注) ※は軽減税率（8%）適用商品

③事業者番号
④税率ごとの消費税額

3つの請求書の記載事項の違い

「区分記載請求書等保存方式」では、現行の記載項目に加え、①軽減税率対象品目である旨、②税率ごとに合計した対価の額、「適格請求書等（インボイス）保存方式」では、さらに③事業者番号、④税率ごとの消費税額を記載する必要があります。

請求書の様式			記載項目
3 適格請求書（インボイス）	2 区分記載請求書	1 現行の請求書	発行者の氏名または名称
			取引年月日
			取引内容
			取引金額
			交付を受ける者の氏名または名称
			①軽減税率の対象品目である旨
			②税率ごとに合計した対価の額
			③事業者番号
			④税率ごとの消費税額

「適格請求書等（インボイス）」導入後の
免税事業者からの仕入について

2023年10月1日以降、原則、課税事業者の仕入税額控除には、「適格請求書等（インボイス）」が必要となります。インボイスは課税事業者のみが発行できるため、インボイスが発行できない免税事業者は、課税事業者から取引を避けられ、将来的に課税事業者になる選択を迫られる可能性があります。

なお、「適格請求書等（インボイス）」導入後、免税事業者からの仕入の一定割合を税額控除できる経過措置の対応がなされる見込みです。税務署等に確認しましょう。